

製品開発・企業連携構築支援補助金交付要領

令和元年6月3日制定

(目的)

第1 この要領は、公益財団法人いわて産業振興センターが、「生産性向上と設計開発力強化による新産業参入を通じた雇用創造プロジェクト」(以下「生産性向上・設計開発力強化プロジェクト」という。)の参画企業に対して行う「製品開発・企業連携構築支援補助金」(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定め、製品開発や新分野への参入及び製品化に向けた新たな企業連携構築支援を進めることで、参画企業の事業拡大に寄与し、長期安定的雇用の創出と多様な人材活用機会の増加に繋げることを目的とする。

(補助事業の対象範囲)

第2 この事業は、新製品・新技術開発や新分野への参入のため、新たな企業連携構築を目指す県内ものづくり企業が、取組みを進める上で必要となる「材料費」及び「外注費」を対象とする。

(補助対象企業)

第3 この助成金の対象となる企業は、次の要件をすべて満たすこと

- ① 県内に本社又は製造拠点を有すること
- ② 「岩手県生産性向上と設計開発力強化による新産業参入事業推進協議会」(以下「協議会」)の構成機関に参画済の企業、または「生産性向上と設計開発力強化による新産業参入事業」に新規参画申請中の企業であること

○ 協議会の構成機関に該当する既存協議会及び研究会等

組織名	事務局
いわて半導体関連産業集積促進協議会	ものづくり自動車産業振興室
いわて組込みシステムコンソーシアム	〃
いわて医療機器事業化研究会	いわて産業振興センター
いわて加速器関連産業研究会	〃
岩手県工業クラブ	岩手県工業クラブ

③ 指定主要業種及び指定関連業種に該当する企業であること。

○ 指定主要業種及び指定関連業種

種別	産業分類番号	分類
指定主要業種	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
指定関連業種	18	プラスチック製品製造業
	19	ゴム製品製造業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	27	業務用機械器具製造業

	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29	電気機械器具製造業
	31	輸送用機械器具製造業
	39	情報サービス業

④事業拡大後に、新たな正社員労働者の雇用を予定していること。

(県が行う雇用状況調査(年2回)に協力すること。)

⑤その他事項

- ・ 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ・ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内又は、交付申請日から交付決定日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- ・ 労働保険料を滞納している事業主でないこと。
- ・ 交付申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。
- ・ 暴力団等の反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がない事業者であること。

(補助内容及び経費)

第4 理事長は、プロジェクト参画企業が、製品開発を進める上で必要な、材料費、外注費のうち、別表に掲げる経費について、1事業当たり補助率3分の2以内、補助上限額60万円として交付する。

(補助の申請)

第5 プロジェクト参画企業は、補助金の交付を受けようとするときは、「製品開発・企業連携構築支援補助金交付申請書」(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、「製品開発・企業連携構築支援補助金交付推薦書」(様式第2号)を添えて、理事長に提出するものとする。

(補助の決定)

第6 理事長は、第5の規定による申請書の提出があった時は、申請内容をプロジェクト審査委員会に諮った上で、補助金の交付を決定し、交付決定企業(以下「補助企業」という。)に対し「製品開発・企業連携構築支援補助金交付決定通知書」(様式第3号)を交付する。
2 プロジェクト審査委員会での審査基準は、別に定める。

(補助対象とする事業活動の期間)

第7 助成の対象とする事業(以下「補助事業」という。)の期間は、補助決定通知日から助成決定年度の2月末日までとする。

(事業完了報告書及び補助金の支払いについて)

第8 補助企業は、補助事業終了後、その日から起算して2週間を経過した日又は補助が終了する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、「製品開発・企業連携構築支援補助金実績報告書」(様式第4号)を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前記報告書を受理した場合は、報告内容について確認調査を実施し、適正と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助企業へ「製品開発・企業連携構築支援補助金最終補助額確定通知書」(様式第5号)を交付する。

3 補助企業は、補助金の支払いを受けようとするときは「製品開発・企業連携構築支援補助金請求書」(様式第6号)により請求するものとし、理事長は、請求書を受理した場合は、速やかに補助企業に対し補助金を支払うものとする。

(計画の変更、中止又は廃止)

第9 補助企業は、補助事業の完了が遅れる場合には理事長に「製品開発・企業連携構築支援補助金遅延報告書」(様式第7号)を提出するものとする。

2 補助企業は、補助事業を中止又は変更する場合には理事長に速やかに「製品開発・企業連携構築支援補助金事業中止・変更承認申請書」(様式第8号)を提出するものとする。

(補助の経理)

第10 補助企業は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(知的財産権の取扱い)

第11 補助の実施により生じた発明又は考案に係る知的財産権ならびにこれらの権利を受ける権利は、原則として補助事業者に帰属するものとする。

2 補助の実施に係る知的財産権の出願もしくは申請するときは、その旨を予め理事長に届け出るものとする。

(報告及び検査)

第12 理事長は、必要があると認めるときは、補助企業に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(公表)

第13 この要領は、一般からの請求により開示する。

(改正)

第14 この要領の改正は、理事長の決裁により行う。

(その他)

第15 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和元年6月3日から施行する。

別表（第4条関係）

種別	助成対象経費の内容
材料費	原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費 例：金属素材・樹脂材料・刃具・冶工具・配線・ケース・測定具 等
外注費	製品開発・試作評価に関わる業務の一部を外注する場合に支払に要する経費 例：市場調査費・外注設計費・ソフトウェア外注費・評価分析費・外注加工費 (熱処理・めっき等) 等